

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名：日本労働組合総連合会

1. 現行の取組

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた連合の取り組み

連合は、2007年12月に政労使で合意した「憲章」、及び「行動指針」を踏まえて、2008年2月の中央執行委員会で具体的な取り組みを確認し、連合・構成組織・地方連合会が一体となり取り組みを進めている。

具体的には、総実労働時間の短縮に向けた春季生活闘争を中心とする労働条件改善や、雇用対策、健康・安全衛生、子育て支援、両立支援等に関わる審議会への意見反映に取り組んでいる。主な取り組みは以下のとおり。

1. 2010 春季生活闘争の取り組み

2010春季生活闘争では、仕事量の減少により、この間に減少した労働時間をもとの長時間労働にもどさせないことを含め、産業の実態に応じたあらゆる方策による総実労働時間の縮減、労働時間の上限規制の徹底、過重労働をさせない取り組み等により、ワーク・ライフ・バランスの実現と非正規労働者も含めた雇用の安定・創出をはかることを確認し、以下の課題に取り組んだ。

(1) 総実労働時間縮減の取り組み

- ・労働時間の上限規制（特別条項付き36協定）とその範囲内に収めることの徹底
- ・仕事と仕事間のインターバル休息等を設けることによる健康確保
- ・休日増をはじめとする所定労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進、労働時間管理の徹底など、産業の実態に合わせた取り組みの推進
- ・年次有給休暇の初年度15日以上との付与と、年休取得率の低い組合員の取得促進
- ・時間外労働等の割増率の引き上げ

(2) 非正規労働者の処遇改善をはじめとする様々な課題への取り組み

- ・非正規労働者の実態把握
- ・派遣労働者を受け入れている場合の、社会・労働保険の加入状況の点検
- ・非正規労働者を対象にした正社員転換制度の有無、創設などに関する交渉・協議

(3) 改正育児・介護休業法の施行に向けた労働協約化の推進

- ・改正法で義務化された短時間勤務制度や所定外労働の免除、介護休暇制度などについての職場点検と必要な場合の協定の見直し
- ・適用が猶予の100人以下の企業における積極的な制度導入
- ・勤務時間の短縮措置の対象外となった場合の改正法に基づく代替措置の導入

2. 連合が提案する「子育て基金（仮称）」構想の実現に向けた取り組み

連合が提案する「子育て基金（仮称）」構想（子ども・子育て財源と政策の一元化、ステークホルダーの政策決定プロセスへの参画、利用者本位の切れ目のないサービス提供の確立など）の実現に向けて、政府、経済界、子育て支援 NPO、有識者等と意見交換するとともに、以下の取り組みを行った。

- (1) 「子ども・子育て応援シンポジウム」の開催（2010.4.10、女性と仕事の未来館）
- (2) 「子ども・子育て新システム検討会議・ワーキンググループ」のヒアリング対応

2．取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

「働き方の改革」や「長時間労働を前提とした働き方の見直し」の必要性は浸透してきたものの、その具体策として、何から手をつけていくか、どのようなことが実効策となるかが明確になっていない。

労働時間は減少傾向を示したが、元に戻させないための維持努力が不十分となっている。

待機児童の解消に向けた支援策が不十分という状況にある。

均等待遇原則の法制化が進まず、非正規労働者の労働条件等処遇面の問題が大きい。

3．取組をさらに進めるという観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

【政府への要望】

新合意の策定により、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた積極的な施策の展開を求めたい。

【地方公共団体への期待と要望】

地方における政労使合意形成の促進、地域行動計画の策定・実行を求めたい。